

枝幸町建設工事における週休2日工事实施要領

1. 目的

昨今、建設業界においては、担い手不足が懸念され、若手の技術者や技能労働者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題であり、若年技術者等の入職促進策として、建設現場における「週休2日」の確保などによる働き方改革の実現が求められている。

また、労働基準法の改訂（平成31年4月施行）により、建設業において令和6年4月より罰則付時間外労働規制が適用となり、働き方改革として週休2日の確保が重要な課題となっている。

建設現場における、「週休2日」を実施するに当たり、施工の実施方法、提出資料、その他必要な事項について定めるものとする。

2. 対象工事

現場閉所（現場休息）可能な全ての工事を対象とする。

ただし、緊急工事、その他施設状況により対応困難な工事など週休2日による施工の実施に適さない工事は除くものとする。

3. 用語の定義

（1）週休2日

本工事における「週休2日」とは、対象期間において、土日・祝日に関わらず、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行うことをいう。

（2）対象期間

対象期間とは、契約期間内において工事着手日から、工事完成期間のことである。

工事着手とは、実際の工事のための現場における準備作業（現場事務所等設置や測量等）に着手する日をいう。工事完成日とは、後方付け作業（出来形測量や現場事務所、保安施設等の撤去等）が全て修了した日をいう。なお、年末年始6日間（12月29日～1月3日）及び夏季休暇3日間（8月13日～15日）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間（自主施工期間）発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は対象期間に含まない。

（3）4週8休以上

4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）日数の割合（以下、「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所（現場休息）日数に含めるものとする。

[現場閉所（現場休息）率の算定方法]

$$K(\%) = A / (B - C)$$

※K：現場閉所（現場休息）率（%）

A：現場閉所（現場休息）日数（ただし夏期休暇3日間及び年末年始6日間の期間分を除く）

B：週休2日確認対象期間日数（工事着手から工事完成日までの期間）

C：Bのうち、夏期休暇3日間及び年末年始6日間と重複する日数

(4) 現場閉所

現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業も含めて1日をとおして現場作業を行っていない日をいう。

(5) 現場休息

分離発注工事又は分割発注工事（以下「分離・分割発注した工事」という。）の場合に、各発注工事単位で、1日をとおして、現場事務所での事務作業を含む一切の現場作業がない状態をいう。

なお、分離・分割発注した工事においては、受注者間で調整の上、現場閉所日を設定することが望ましいが、工程上必要な場合など、工事ごとに現場休息日を設定することを妨げるものではない。

4. 発注方式

週休2日を基本とし、発注者指定型での発注とする。

5. 補正方法

当初予定価格から4週8休を前提とした経費の積算を行い、現場閉所（現場休息）の達成状況の結果、4週8休に満たない場合は履行状況に応じて減額の設計変更を行う。

6. 留意事項

(1) 週休2日確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工の実施にあたっては、その趣旨に沿うよう努めるものとする。

(2) 受注者は、計画的な休日の取得に努めるものとするが、現場の進捗状況等から降雨、降雪等による予定外の休工日を現場閉所の休日とすることも可とする。

(3) 受注者は、地元対応やコンクリート打設後の養生期間、緊急対応など、やむを得ない場合は、監督員と協議のうえ、振替休日等により休日を取得することを可とする。

なお、現場内の安全確認等が必要な場合は、最低限の人員により対応することとする。

(4) 発注者は、週休2日による施工が適切に実施されているか、必要に応じて受注者への聞き取りや、受注者からの関係書類の提示により確認を行うものとする。

※関係書類として、週報、日報、出勤簿、作業日誌、安全日誌等が考えられる。

(5) 発注者は、災害対応等の緊急時を除き、休日の前日などに休日の作業が発生するような指示は行わないように配慮する。

(6) 週休2日工事において、現場閉所（現場休息）率が4週8休に満たない場合は履行状況に応じて工事別の以下の経費を減額補正する。

《工事別の補正対象経費》

土木工事：労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費

営繕工事：労務費（複合単価、市場単価及び物価資料の掲載単価（材工単価）の労務費

(7) 自主施工期間を設定した工事を週休2日とする場合、当該期間を活用した施工期間中も週休2日の履行期間とする。

(8) 週休2日工事において、受注者が週休2日に取り組む場合、各経費の補正は対象期間全体に対する週休2日の達成状況により決定するものとするが、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は1ヶ月ごとの4週8休以上の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。

(9) 工事を一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要性が生じた場合は、その都度、工事監督員は受注者と協議する。

7. 現場閉所（現場休息）の確認方法

(1) 対象工事である旨の明示

週休2日工事を選定後、入札公告文や特記仕様書に当該工事が週休2日工事である旨を明示する。

(2) 工事着手前

ア. 受注者は週休2日の計画工程表を施工計画書に添付して、施工協議簿とともに工事監督員に提出する。

イ. 分離・分割発注した工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないように調整したうえで現場閉所（現場休息）の予定日を決定する。

ウ. 工事監督員は計画工程表の休日取得計画の妥当性を確認する。

(3) 工事着手後

ア. 工事監督員は休日が適切に取得されているか、必要に応じて受注者への聞き取りや、受注者からの関係書類の提示により確認を行う。

イ. 受注者は、現場の閉所状況が確定した際、関係書類を添付した施工協議簿により、現場の閉所（現場休息）状況を工事監督員に報告する。

8. その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じて受注者の協議により定めるものとする。

附則

この要領は、令和6年（2024年）4月1日以降に入札を行う工事から適用する。